

【別記 1】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

ちばの木認証センター  
会 長 ○○ ○○ 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴認証センターの認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添1） ※別添1を参考に作成してください。  
（※GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報及び書類管理の方針」を、別添2を参考に作成）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）  
注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

添付書類：「ちばの木取扱事業者認定証」の写し

## 【別記 1 ア】

### 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

ちばの木認証センター  
会 長 ○○ ○○ 様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴認証センターの認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

#### 記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針 ※別添1を参考に作成してください。  
（※GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報及び書類管理の方針」を、別添2を参考に作成）
- 6 その他（注）  
注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

添付書類：「ちばの木取扱事業者認定証」の写し

## 【別添 1】

### 分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者  
令和 年 月 日作成

本方針書は、「ちばの木認証センター」が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成27年 2月 5日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、当社が請け負って、又は、立木を買い受けて伐採した原木等の取扱いに当たって適用する。

又は、（本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。）

#### （分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・ 森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産出来る森林であるか、それ以外の森林であるかを確認する。また、森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できるようにする。
- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バ

バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように管理する。

- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、「ちばの木販売管理票（C）」等及び証明書の写しを出荷先に渡すとともに、ちばの木認証センターにその写しを提出するものとする。

又は、

- ・ 原木の入荷に当たっては、「ちばの木販売管理票（C）」等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、「ちばの木販売管理票」に記載する。
- ・ チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。
- ・ 「ちばの木販売管理票」を発行した場合は、その写しをちばの木認証センターに提出する。

## 【別添2】

### 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者  
令和 年 月 日作成

本方針書は、「ちばの木認証センター」が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成27年 2月 5日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等という」）の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、当社が請け負って、又は、立木を買い受けて伐採した原木等の取扱いに当たって適用する。

又は、（本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。）

#### （分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理とGHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・ 森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産出来る森林であるか、それ以外の森林であるかを確認する。また、森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できるようにする。

- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、「ちばの木販売管理票（C）」等及び証明書の写しを出荷先に渡すとともに、ちばの木認証センターにその写しを提出するものとする。

又は、

- ・ 原木の入荷に当たっては、「ちばの木販売管理票（C）」等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、「ちばの木販売管理票」に記載する。
- ・ チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

#### （GHG関連情報の管理等の実施）

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係

書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿（入出荷及び在庫に係るGHG関連情報を含む）等の関係書類は、5年間整理保管する。
- ・ 「ちばの木販売管理票」を発行した場合は、その写しをちばの木認証センターに提出する。

【別記2】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

ちばの木認証センター  
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、  
間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定  
申請書について、ちばの木認証センターの合法性・持続可能性の証明及び間  
伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施  
要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号： ※GHG関連情報の収集・管理・伝達の認定番号は末尾にGを付加  
事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
分別管理責任者の氏名：  
認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)

番 号  
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に  
供する木質バイオマスの証明書

○ ○ 様  
(販売先)

〇〇〇事業者 ⑩  
認 定 番 号

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 伐採地： ○〇市□△町字×○□
2. 主伐材 間伐材 (該当する方に○印)
3. 合法性、間伐材由来の証明方法(証明できる許可証、計画認定証の写しを添付)
4. 伐採面積： □□ヘクタール
5. 樹 種：
6. 数 量：
7. その他必要事項  
ちばの木販売管理票がある場合は、販売管理票及びその付属書類の写しを添付

注1 上述1～4の項目に○で明記すること。

【別記3-2】伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例（GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）  
例1 民有林からの出材の場合の様式（例）

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者  
認 定 番 号  
印

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 樹種
5. 数量
6. GHG関連情報
  - （1）原料区分：林地残材等 その他伐採木
  - （2）トラック最大積載量：1 t以上 2 t以上 4 t以上 10 t以上 20 t以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

注2 林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

注3 GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「0km」）が可能。  
内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。  
その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注4 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

注5 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

## 例2 国有林からの出材の場合の様式(例)

番 号  
令和 年 月 日

### 発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者 ⑩  
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。  
記

1. 出材元の森林管理署名
2. 物件（森林）所在地（林班名など）
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報
  - (1) 原料区分：林地残材等 その他伐採木
  - (2) トラック最大積載量：1 t以上 2 t以上 4 t以上 10 t以上 20 t以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 森林管理署等と〇〇素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。

注2 GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注3 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

注4 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3-3】伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例  
(GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合)

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者  
認 定 番 号

下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。

記

1. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
2. 物件（森林）所在地
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報
  - (1) 原料区分：林地残材 等 その他伐採木
  - (2) トラック最大積載量：1 t 以上 2 t 以上 4 t 以上 10 t 以上 20 t 以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 伐採及び伐採後の造林届出書等のの関連書類の写しを添付。

注2 GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注3 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

注4 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3-4】伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例（GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者 認 定 番 号  
印 号

下記の物件は、全て〇〇（剪定枝など、一般木質バイオマスの種類を記載する）の一般木質バイオマスであることを証明します。

記

1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）
2. 当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報
  - (1) 原料区分：林地残材等 その他伐採木
  - (2) トラック最大積載量：1 t 以上 2 t 以上 4 t 以上 10 t 以上 20 t 以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注2 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3-5】加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例（GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者 認 定 番 号 印

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
  - (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工 ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）、  
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：1 t 以上 2 t 以上 4 t 以上 10 t 以上 20 t 以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 GHG関連情報（2）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注2 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記3-6】製材等残材にかかる製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例（GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者  
認 定 番 号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 製材等残材の物件名
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
  - （1）原料区分
    - 製材等残材

別記3-7】加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例  
(GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合)

例1 国内木質バイオマスの場合

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 (販売先) 様

〇〇〇事業者 認 定 番 号  
印 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報  
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

- (2) 加工区分  
チップ加工 ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)、  
ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

- (3) 製品輸送区分  
トラック最大積載量：1 t 以上 2 t 以上 4 t 以上 10 t 以上 20 t 以上  
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

注1 GHG関連情報(2)製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「0km」)が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注2 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

## 例2 輸入木質バイオマスの場合

番 号  
令和 年 月 日

### 発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇（販売先） 様

〇〇〇事業者  
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

#### 記

1. 樹種
2. 数量
3. クリーンウッド法関連情報

##### (1) 原材料区分

- クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。
- 一部（又は全部）の情報を収集できていません。（樹種 伐採地域 証明書）。

##### (2) 合法性確認結果

- 上記の物件は合法性確認木材等です。

注1 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要な情報（一般木質バイオマスであること、クリーンウッド法関連情報等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

2 クリーンウッド法関連情報について、同法における第一種事業者は（1）及び（2）について記載する。第二種事業者は（2）についてのみ記載することも可能。

ちばの木認定要領に基づく場合は次のとおりとする。

(別記第3-3号様式)

## ちばの木販売管理票(C)木質バイオマス用

ちばの木認証センター発行

電話: 0475-53-2611

FAX: 0475-53-2000

伐採地:

主伐材・間伐材

合法性、間伐材由来等の証明方法

保安林内立木伐採許可書 森林経営計画認定書  
伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書又は  
伐採及び伐採後の造林の届出書受理通知書  
林地開発許可証 その他( )

発行番号

( )-( )-( )-( )

証明する木材等の種類 (※該当する番号に○印をする)

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としてしていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

出荷者		出荷年月日	販売先	伐採面積	販売品目					出荷者 証明印
住所・氏名	認定番号				品名	末口径	材積	本数	長さ	

(記載上の注意)

- 1) 伐採地は、市町村、大字、字まで記入し、合法性等の証明方法欄の該当を○で囲み、その許可証、計画認定証等の写しを必ず添付すること。
- 2) 主伐材・間伐材の該当を○で囲む。
- 3) 発行番号は、発行する管理票ごとに各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は管理簿で管理する。
- 4) 原木は材積を必ず記入し、末口径、本数、長さ等はわかる範囲で記入する。
- 5) 管理票は「正本」を販売先に、複写した「控え」は発行者が保管し、認証センターにFAX等をする。

(別記第3-3号様式)

<記入例>

## ちばの木販売管理票(Ｃ)木質バイオマス用

伐採地: ○△市□×町字○△	主伐材・間伐材	合法木材供給事業者認定団体 ちばの木認証センター発行 電話: 0475-53-2611 FAX: 0475-53-2000
合法性、間伐材由来等の証明方法		発行番号 (○○森林組合30-1-2)-( )-( )-( )
保安林内立木伐採許可書 〔森林経営計画認定書 伐採及び伐採後の造林の計画の通告通知書又は 伐採及び伐採後の造林の届出書受理通知書 林地開発許可証 その他( )		下記の明細は、『証明する木材等の種類』の項目の番号に○印が付されたものに該当し、合法的に伐採され、適切に分別管理がされていることを証明するものです。
	証明する木材等の種類 (※該当する番号に○印をする)	
	1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。 ③ 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。	

出荷者		出荷年月日	販売先	伐採面積	販売品目					出荷者 証明印
住所・氏名	認定番号				品名	末口径	材積	本数	長さ	
○○市○町○○番地 ○○森林組合 代表理事組合長 森林太郎	ちばの木 バイオマス ○○号	平成30年 3月10日	○○森林組合	1.68ha	スギ原木	20~30	125m <sup>3</sup>	500本	4m	
○○市○町○○番地 ○○森林組合 代表理事組合長 森林太郎	ちばの木 バイオマス ○○号	平成30年 4月20日	(株)△△環境工		スギ原木	20~30	62.5m <sup>3</sup> (またはt)	250本	4m	○○森林組合 の印

(記載上の注意)

- 伐採地は、市町村、大字、字まで記入し、合法性等の証明方法欄の該当を○で囲み、その許可証、計画認定証等の写しを必ず添付すること。
- 主伐材・間伐材の該当を○で囲む。
- 発行番号は、発行する管理票ごとに各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は管理簿で管理する。
- 原木は材積を必ず記入し、末口径、本数、長さ等はわかる範囲で記入する。
- 管理票は「正本」を販売先に、複写した「控え」は発行者が保管し、認証センターにFAX等をする。

発行の郵便、ちばの木  
認証センターにFAX  
して下さい。

【別記4-1】合法性・持続可能性の証明及び間伐材と確認された木材・木製品等の取扱実績報告の様式（例）

令和 年 月 日

ちばの木認証センター  
会長 ○○ ○○ 様

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び間伐材と確認された  
木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

【別記4-2】発電利用に供する木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式（例）

令和 年 月 日

ちばの木認証センター  
会長 ○○ ○○ 様

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：

発電利用に供する木質バイオマスであることが証明された木材の  
取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料） 入荷量 m3
	原木（チップ等） 出荷量 m3
3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料） 入荷量 m3
	原木（チップ等） 出荷量 m3
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料） 入荷量 m3
	原木（チップ等） 出荷量 m3
4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料） 入荷量 m3
	原木（チップ等） 出荷量 m3
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料） 入荷量 m3
	原木（チップ等） 出荷量 m3



【別記5】 認定取消通知書の様式（例）

事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

ちばの木認証センター  
会 長 ○○ ○○

貴事業者については、 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：

